

# 新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

平成27年1月から「児童福祉法の一部を改正する法律」に基づく新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行されました。

新制度の支給認定を受けるためには、同法に基づく指定を受けた医師（指定医）が作成した診断書（医療意見書）を添えて申請する必要があります。

指定医の指定を受けるためには、医師が勤務する医療機関の中で診断書（医療意見書）を作成する医療機関の所在地である都道府県（政令・中核市の場合は当該市）へ申請いただく必要があります。

## 1. 指定医の要件・役割

### 【要件】

以下の（１）（２）の要件を満たし、かつ（３）又は（４）のどちらかを満たすこと。

- （１） 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
- （２） 診断書（医療意見書）を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- （３） 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。（※1）
- （４） 大阪府等が行う指定医研修を修了していること。（※2）

※1 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は別紙のとおりです。

※2 研修については、内容や開催時期が決まり次第、大阪市ホームページに掲載します。

※法施行時期の経過措置として、5年以上診断・治療経験があり、小児慢性特定疾病の診断等に従事したことがある医師については、平成29年3月31日までに大阪府等が行う指定医研修を受けることを条件に小児慢性特定疾病指定医になることができます。

指定医研修の詳細は現在未定ですが、「制度」「実務」「疾患等」について1日程度受講していただくことを想定しています。

### 【役割】

- （１） 指定小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- （２） 患者データ（診断書（医療意見書）の内容）を登録管理システムに登録すること。

## 2. 申請書提出先

別添「小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式第1号）」を大阪市へ提出してください。

（診断書（医療意見書）を作成する可能性がある医療機関が複数ある場合は、主たる医療機関を申請書表面に、それ以外の医療機関について申請書裏面に記載し、所管する自治体（政令中核市・都道府県）に対し、指定申請手続きを行って下さい。複数の自治体の管轄地内に所在する医療機関に勤務している場合は、それぞれの自治体に申請が必要です。

※大阪市以外の自治体における指定手続きについては、当該自治体にお問い合わせ願います。

### 3. 申請提出書類

以下の書類を申請書提出先へ提出して下さい。

- (1) 小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式1号）
- (2) 経歴書（様式2号）
- (3) 医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと。）
- (4) 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（専門医資格による申請の方のみ）

※様式については大阪市ホームページに掲載しています。

ホームページ URL: <http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html>

### 4. その他

- ・指定医として指定された場合は、大阪市から申請者宛てに指定通知を送付します。
- ・指定した指定医については、勤務先医療機関、氏名等を大阪市が公表します。
- ・指定の有効期間は、5年以内で本市が定める期間です。原則として更新申請が必要となります。
- ・変更や辞退の手続きについては、大阪市ホームページをご覧ください。
- ・研修については、内容や開催時期が決まり次第、大阪市ホームページに掲載します。

### 指定申請書の提出先

申請書提出先	住 所	電話番号
大阪市保健所 管理課 保健事業グループ	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000	06-6647-0923

〈問い合わせ先〉

大阪市保健所 管理課 保健事業グループ 電話 06-6647-0923

### 注意事項

※大阪市で指定を受けていても、大阪市以外に所在する医療機関において診断書(医療意見書)を作成する場合については、当該自治体での指定が必要となります。

同様に、すでに大阪市以外の自治体により指定を受けている場合であっても、大阪市内の医療機関において本制度に係る診断書(医療意見書)を発行する場合は、本市による指定が必要ですのでご注意ください。

※指定医が指定を受けた勤務先で診断書(医療意見書)を記載する場合、患者の居住地は当該自治体以外でも問題ありません。

※指定に必要な研修については「小児慢性特定疾病医療費助成制度」に基づくもののみであり、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づくものなど別制度による研修は該当しませんので、ご注意ください。